

報告第 1 号

令和 7 年度東京都台東区一般会計補正予算（第 7 回）の專
決処分について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要す
る経費について早急に予算措置を講じる必要が生じたため、標記
予算を専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 179 条第 3 項の規定に基づき報告する。

令和 8 年 2 月 6 日

東京都台東区長 服 部 征 夫

(写)

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。

令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第7回）
(別 紙)

理由

令和8年2月8日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなり、その執行に要する経費について予算上の措置をとる必要が生じた。

本件については、公正な選挙を円滑に行うため早急に措置する必要があり、区議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

東京都台東区長 服 部 征 夫

令和 7 年度東京都台東区一般会計補正予算（第 7 回）

令和 7 年度東京都台東区の一般会計補正予算（第 7 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 61,526 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 137,137,103 千円と定める。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 23 日

東京都台東区長 服 部 征 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 都支出金		11,334,744	61,526	11,396,270
	3 都委託金	1,061,491	61,526	1,123,017
歳 入 合 計		137,075,577	61,526	137,137,103

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		21,522,313	61,526	21,583,839
	5 選挙費	256,990	61,526	318,516
歳 出 合 計		137,075,577	61,526	137,137,103